

令和6年度

交通安全事業計画

一般財団法人 北海道交通安全協会

目 次

	頁
第 1 交通安全思想の普及、向上	1
第 2 交通事故防止に向けた具体的取組	1
第 3 安全意識の高い運転者の養成	3
第 4 交通安全に関する調査研究	4
第 5 交通安全活動推進センター事業の積極的な推進	4
第 6 委託事業の適正な実施	4
第 7 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰	5
第 8 地区交通安全協会への支援	5
第 9 交通安全活動団体への支援	5

令和6年度交通安全事業計画

令和5年度の当協会の交通安全活動は、北海道、北海道警察、北海道教育委員会、札幌市、公益社団法人北海道交通安全推進委員会、一般財団法人北海道交通安全協会、一般社団法人北海道交通安全運転管理者協会で構成する「交通安全対策七者連絡会議」（以下「七者連絡会議」という。）をはじめ、関係機関・団体、各方面交通安全協会及び各地区交通安全協会等が一体となって、北海道が策定した「令和5年度における交通安全運動の推進方針」などに基づき、交通安全運動の活動重点を軸とした通年運動や4期40日の期別運動を展開したものであるが、道内における交通事故情勢は、死者数131人、発生件数9,082件、負傷者数10,595人とそれぞれ前年を上回る結果となった。

こうした現状を踏まえ、令和6年度は、以下の交通安全対策事業を推進する。

第1 交通安全思想の普及、向上

1 関係機関・団体等と連携した街頭啓発等の推進

七者連絡会議をはじめ、関係機関・団体等との緊密な連携のもと、4期40日の期別運動及び交通安全の日等の街頭啓発を積極的に推進する。

2 各種広報媒体等を活用した広報啓発活動の推進

ラジオ・テレビ、ホームページ、SNS等の広報媒体を効果的に活用した広報啓発活動を推進する。

3 企業等が行う研修会等への支援

当協会の賛助会員をはじめとして、企業等が行う交通安全研修などにおいて交通安全講話を実施し、交通安全意識の向上に寄与する。

4 各種交通安全資料を活用した交通安全意識の向上

「交通安全教本」や「癒やされぬ輪禍」等の書籍出版や、交通安全DVDの貸出しなどを通じて交通安全思想の醸成を図る。

第2 交通事故防止に向けた具体的取組

1 こどもと高齢者の交通事故防止対策

(1) こどもの交通事故防止対策

ア 交通安全教本を活用した交通安全教育の推進

関係団体と連携して小学校低学年向けの交通安全教本を作製し、道内全小学校の1年生から3年生全員に配布する。

イ 貸出用交通安全資器材の拡充

新たに、幼児向け交通安全絵本を製作するなど、貸出用交通安全資器材の拡充

を図る。

(2) 高齢者の交通事故防止対策

ア 高齢者交通事故防止2大対策

- 高齢ドライバー無事故チャレンジの実施（7月～10月）
北海道警察との共催による「高齢ドライバー無事故チャレンジ2024」を実施する。
- 高齢歩行者無事故チャレンジの実施（9月～12月）
北海道警察との共催による「高齢歩行者無事故チャレンジ2024」を実施する。

イ 高齢運転者支援事業の推進

高齢運転者を対象とした、ドライビングスクールの開催などを通じて、安全運転の継続を支援する。

2 飲酒運転根絶活動の推進

(1) 広報啓発活動

飲酒運転根絶を呼びかけるポスター、うちわ、啓発チラシ等の作製・配布のほか、新たにカラオケ店での飲酒運転根絶CMを制作・放映して、飲酒運転根絶機運の醸成を図る。

(2) 体験型の飲酒事故防止

飲酒運転体験ゴーグルや飲酒運転根絶DVDを貸出し、飲酒運転の危険性の認識向上を図る。

3 テレビCMを活用した交通安全意識の向上

道民の方々に遵守して欲しい交通ルールに特化した、道民の耳目を集める新たな交通安全CMを制作・放映して、交通安全意識の向上を図る。

4 居眠り運転防止活動の推進

当協会発行の「セーフティドライブマップ北海道」を活用して、居眠り運転による交通事故防止を図る。

5 自転車利用者に対する各種活動の推進

(1) 自転車安全利用の周知・徹底

啓発チラシや小冊子、自転車シミュレーター等を活用して、自転車利用時の交通ルールの周知・徹底を図る。

(2) 自転車乗車用ヘルメット購入補助事業の実施（4月～）

方面安協と連携のもと、新規事業として、交通安全協会会員を対象としたヘルメット購入補助事業を全道で展開し、ヘルメットの着用促進を図る。

(3) 自転車安全教育指導員講習会の開催（6月）

北見市において、自転車安全教育指導員のブラッシュアップと新たな指導員育成

を目的とした講習会を開催する。

- (4) 交通安全こども自転車北海道大会の実施（6月）
石狩市において「第59回交通安全こども自転車北海道大会」を実施する。
なお、同大会優勝チームを、東京都内で開催予定の全国大会に出場させる。
- (5) 自転車損害賠償保険等への加入・促進
全日本交通安全協会の「サイクル安心保険」や日本交通管理技術協会の「T Sマーク制度」の周知と加入促進を図る。

6 反射材用品の着用促進

夜光反射材の着用促進に向けた広報啓発活動を推進するとともに、利用者に身につけてもらえる反射材用品の開発と販売促進を図る。

第3 安全意識の高い運転者の養成

1 自動車学園における運転者教育の推進

- (1) 運転者教育の充実
当協会が運営する自動車学園にふさわしい安全意識の高い運転者の育成に努めるとともに、卒業生に対するタイムリーな交通安全情報の発信による継続指導の充実を図る。
- (2) 高齢者講習の充実
高齢運転者への質の高い高齢者講習を実施するとともに、高齢歩行者への夜光反射材の着用促進を図り、高齢者の交通事故防止に寄与する。

2 二輪免許保有者に対する安全運転技能講習等の実施

- (1) 二輪車安全運転講習会の実施（4月～9月）
札幌運転免許試験場等において、二輪車安全運転講習会を実施する。
- (2) 二輪車安全運転北海道大会の実施（9月）
二輪車の安全運転技術向上を目的とした「第57回二輪車安全運転北海道大会」を、札幌運転免許試験場において実施する。
- (3) SNSを活用した交通事故防止活動の推進
当協会で開催している、LINE公式アカウント「セーフティライディングby交通安全協会」への登録者数の拡大を図るとともに、タイムリーな交通安全情報を発信し、二輪車の交通事故防止に寄与する。



第4 交通安全に関する調査研究

1 電子版「交通ミニ統計」の作製

北海道警察と連携して、交通ミニ統計を作製し、当協会ホームページに掲載するなど多くの道民に統計資料を提供する。

2 交通事故防止に資する調査研究

交通事故防止に資する啓発用動画等を制作するため、野生動物との衝突や歩行者の乱横断による交通事故の発生実態等を調査研究する。

第5 交通安全活動推進センター事業の積極的な推進

当協会は、道路交通法第108条の31により北海道公安委員会から北海道交通安全活動推進センターに指定されているため、同法に規定されている

- 適正な交通の方法、交通事故防止、その他道路における交通の安全に関する広報・啓発事業
- 交通事故に関する相談事業
- 道路使用許可の調査事業

等を適正に実施する。

第6 委託事業の適正な実施

下記の委託事業については、関係法令、業務処理要領等に基づき適正かつ効率的に業務を推進する。

- ① 自動車保管場所調査業務（一般競争入札）
- ② 自動車保管場所データ入力業務（一般競争入札）
- ③ 更新時講習等業務（一般競争入札）
- ④ 運転免許更新情報及び高齢者講習情報提供業務（一般競争入札）
- ⑤ 道路使用許可調査業務（随意契約）

第7 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰

1 全日本交通安全協会会長等表彰

全日本交通安全協会会長と警察庁長官が授与する交通栄誉章（緑十字金章・銀章・銅章）、優良団体表彰について、真に功労のあった者などを適正に選考し推薦する。

2 北海道警察本部長・北海道交通安全協会会長連名表彰

交通安全功労者、優良運転者を北海道警察本部長と北海道交通安全協会会長の連名で表彰する。

3 北海道交通安全協会会長表彰

交通安全功労者、優良運転者、優良交通安全協会等を会長名により表彰するほか、交通安全運動に対する特別な支援、寄附、顕著な貢献者（団体）に対しては感謝状を贈呈する。

第8 地区交通安全協会への支援

1 交通安全活動に対する支援

交通安全活動への助成をはじめ、交通安全資料や交通安全情報の提供、啓発資器材の支援及び斡旋を行う。

2 「統一会員証」及び「交通安全協会会員協力店小冊子」の作製・配布

地区安協の負担軽減と統一性を図るため、交通安全協会入会者用の「統一会員証」及び「交通安全協会会員協力店（以下「協力店」という。）小冊子」を作製し配布する。

3 地区安協への入会促進活動の強化

方面安協、地区安協との緊密な連携のもと、会員入会促進のための「協力店」の拡充を強力に推進する。

第9 交通安全活動団体への支援

交通事故防止活動に意欲的に取り組んでいる、機関・団体等に対して、適切な支援を行う。